



栃木県公報

平成28年
11月1日(火)
第2831号

目次

告示

| | |
|--------------------------------------|------|
| ○予定保安林 | 999 |
| ○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定 | 1001 |
| ○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定に係る変更 | 1002 |
| ○知事指定薬物の指定 | 1003 |
| ○地籍調査の成果の認証 | 1004 |
| ○臨時種畜検査の実施 | 1004 |
| ○土地改良区の新規土地改良事業施行に対する適当決定及び公告縦覧 | 1004 |
| ○道路の区域の変更 | 1005 |
| ○道路の供用開始 | 1007 |
| ○建築基準法第86条第2項の規定による一の敷地内の建築物の認定 | 1007 |

公告

| | |
|------------|------|
| ○種畜証明書の交付 | 1008 |
| ○公共測量の実施 | 1011 |
| ○開発行為の工事完了 | 1011 |

選挙管理委員会

| | |
|---|------|
| ○公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定 | 1012 |
| ○公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の所在地の変更 | 1012 |
| ○公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の取消し | 1012 |

監査委員

| | |
|-------------------|------|
| ○監査結果の公表 | 1012 |
| ○監査の結果に基づく措置状況の公表 | 1016 |

公安委員会

| | |
|-------------------|------|
| ○栃木県警察本部組織規則の一部改正 | 1017 |
|-------------------|------|

告示

栃木県告示第544号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年11月1日

栃木県知事 福田 富一

I

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市加園字坪ヶ沢2618、3805から3811まで、3812-1、3812-2、字寺脇3813、3814、3815-1、3816、3820、字堂金沢3819、3821から3823まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字坪ヶ沢3810・字寺脇3815-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市板荷字口無沢1588-1、1588-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字口無沢1588-1（次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

III

1 保安林予定森林の所在場所

日光市室瀬字坊山274、字高野へら275

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高野へら275（次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

IV

- 1 保安林予定森林の所在場所
芳賀郡茂木町大字坂井字石田2989
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林整備課)

栃木県告示第545号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

平成28年11月1日

栃木県知事 福田 富 一

1 病院又は診療所

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 名 | 指 定 年 月 日 |
|-----------------------|-----------------|----------------|------------|
| 医療法人亀田内科 | 宇都宮市一番町1-28 | 医療法人亀田内科 | 平成27年1月1日 |
| 医療法人藤山会つるたfamilyクリニック | 宇都宮市鶴田1-17-23 | 医療法人藤山会 | 平成27年1月1日 |
| 岡本台クリニック | 宇都宮市下岡本町2082-13 | 法師人 泰夫 | 平成27年1月1日 |
| 真木クリニック | 宇都宮市中岡本町2823-44 | 真木 照文 | 平成27年1月1日 |
| 益田内科医院 | 宇都宮市東宿郷6-8-23 | 医療法人社団益田内科医院 | 平成27年1月1日 |
| 医療法人社団豊友会豊嶋耳鼻咽喉科クリニック | 小山市大字神鳥谷1085-4 | 医療法人社団豊友会 | 平成27年1月1日 |
| 星内科医院 | 小山市大字喜沢399-4 | 医療法人志楽会 | 平成27年1月1日 |
| 回生眼科 | 下野市医大前4-8-1 | 山口 康三 | 平成27年1月1日 |
| 大久保クリニック | 壬生町落合3-4-7 | 大久保 義則 | 平成27年1月1日 |
| 小林内科クリニック | 壬生町大字安塚793-1 | 小林 直彦 | 平成27年4月1日 |
| 柴小児科 | 真岡市台町4192 | 柴 恵子 | 平成28年7月1日 |
| 箕輪内科 | 栃木市嘉右衛門町10-6 | 箕輪 均 | 平成28年8月1日 |
| 西田整形外科医院 | 大田原市元町1-9-18 | 医療法人社団西田整形外科医院 | 平成28年8月4日 |
| 医療法人小野寺クリニック | 小山市大字中久喜1615-3 | 医療法人小野寺クリニック | 平成28年8月14日 |

| | | | |
|-----------------------------|------------------------------|--------------------|------------|
| 久保川皮膚科医院 | 宇都宮市若草4-14-18 | 久保川 透 | 平成28年8月30日 |
| 小野整形外科 | 宇都宮市元今泉2-21-11 | 小野 誠 | 平成28年9月1日 |
| 清原台こどもクリニック | 宇都宮市清原台2-4-14 | 井原 正博 | 平成28年9月1日 |
| よつばハートクリニック | 宇都宮市竹林町980-1 | 寺本 洋之 | 平成28年9月1日 |
| 大田原中央クリニック | 大田原市中央1-3-15TOKO-TOKOおおたわら1階 | 八代 忍 | 平成28年9月4日 |
| 医療法人花垣内科医院 つちやカルディオクリニック | 小山市東間々田2-103-3 | 医療法人花垣内科医院 | 平成28年9月8日 |
| 松村外科整形外科医院 | 宇都宮市馬場通り1-1-6 | 医療法人積愛会 | 平成28年9月12日 |
| 医療法人ふくだ皮フ科 クリニック | 小山市東間々田2-36-2 | 医療法人ふくだ皮フ科クリ ニク | 平成28年9月20日 |
| 医療法人いなば整形外 科 | 宇都宮市兵庫塚3-41-36 | 医療法人いなば整形外科 | 平成28年10月8日 |

2 薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 名 | 指 定 年 月 日 |
|------------|----------------|---------------------|------------|
| カトリア薬局 | 宇都宮市江曾島町1324-3 | 有限会社メディカルステー ション | 平成27年1月1日 |
| 和田健悠薬局 | 大田原市山の手1-1-4 | 和田 政弘 | 平成28年6月1日 |
| たなか町薬局 | 足利市田中町24-13 | 株式会社さいか | 平成28年8月31日 |
| とちのき薬局竹林南店 | 宇都宮市竹林町980-1 | 株式会社おか調剤薬局 | 平成28年9月1日 |
| さくら薬局堀米店 | 佐野市堀米町1661-1 | 株式会社エフアンドエフ | 平成28年9月1日 |
| とちの木薬局清原台店 | 宇都宮市清原台3-3-7 | 株式会社薬仙 | 平成28年9月12日 |

3 指定訪問看護事業者等

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 名 | 指 定 年 月 日 |
|-------------------|------------------------|------------------|------------|
| 訪問看護ステーション つばみ | 那須塩原市南郷屋5-163-81 | 株式会社ビッグワン | 平成28年8月17日 |
| なすの訪問看護ステー ション | 那須塩原市緑1-8-43坂本 事務所1 | One-or-Eight合同会社 | 平成28年9月8日 |

栃木県告示第546号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第19条の規定により指定医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第24条の規定により公示する。

平成28年11月1日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 名 | 変 更 年 月 日 |
|-----|-------|---------|-----------|
|-----|-------|---------|-----------|

| | | | |
|---|---|-----------------------|------------|
| 医療法人社団ヨゼフ会 宇都宮東口ストレス クリニック | 宇都宮市東宿郷2-4-3宇都 宮大塚ビル5階 (宇都宮市東宿郷2-4-3オ カバ宇都宮ビル5F) | 医療法人社団ヨゼフ会 | 平成28年6月1日 |
| エムハート薬局かいど う店 (イエロー・グリーン 薬局 かいどう店) | 宇都宮市海道町153-9 | 株式会社ミック | 平成28年9月1日 |
| エムハート薬局みね店 (イエロー・グリーン 薬局 みね店) | 宇都宮市峰1-29-19 | 株式会社ミック | 平成28年9月1日 |
| エムハート薬局なかが わ店 (イエロー・グリーン 薬局 なかがわ店) | 那珂川町小川2961-8 | 株式会社ミック | 平成28年9月1日 |
| 伊勢町あずま通り調剤 薬局 (コミネ調剤薬局 伊 勢町店) | 足利市伊勢町2-13-20 | 株式会社サンドラッグファ ーマシーズ | 平成28年9月1日 |
| エムハート薬局えそし ま店 (イエロー・グリーン 薬局 えそしま店) | 宇都宮市江曾島2-9-19 | 株式会社ミック | 平成28年10月1日 |
| エムハート薬局つるた 店 (イエロー・グリーン 薬局 つるた店) | 宇都宮市鶴田2-6-8 | 株式会社ミック | 平成28年10月1日 |
| エムハート薬局みなみ 店 (イエロー・グリーン 薬局 みなみ店) | 宇都宮市八千代1-2-12 | 株式会社ミック | 平成28年10月1日 |

※表中の()内は変更前のもの

(健康増進課)

栃木県告示第547号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年11月1日

栃木県知事 福田 富一

1 知事指定薬物の名称

(1) N—(2—フルオロフェニル)—2—メトキシ—N—(1—フェネチルピペリジン—4—イル)アセト
アミド(通称名Ocfentanil、A—3217)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力発生の日

平成28年11月2日

(薬務課)

栃木県告示第548号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成28年11月1日

栃木県知事 福 田 富 一

| 調査を行った者の名称 | 調査区域 | 成果の名称 | 認証年月日 |
|------------|------------|----------------------------|-------------|
| 宇都宮市 | 宇都宮市下栗町の一部 | 宇都宮市下栗町の一部（下栗Ⅲ地区）の地籍図及び地籍簿 | 平成28年10月19日 |
| 宇都宮市 | 宇都宮市下栗町の一部 | 宇都宮市下栗町の一部（下栗Ⅳ地区）の地籍図及び地籍簿 | 平成28年10月19日 |
| 那須塩原市 | 那須塩原市三本木 | 那須塩原市三本木（三本木地区）の地籍図及び地籍簿 | 平成28年10月19日 |

(農村振興課)

栃木県告示第549号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成28年11月1日

栃木県知事 福 田 富 一

| 検査日時 | | 検査場所 |
|-----------|------|------|
| 月日 | 時刻 | |
| 11月25日（金） | 午後2時 | 大田原市 |

(畜産振興課)

栃木県告示第550号

次の土地改良区から申請のあった新規土地改良事業の施行に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成28年11月1日

栃木県知事 福 田 富 一

| 土地改良区名 | 事業名 | 縦覧期間 | 異議申出期限 | 所轄農業振興事務所 |
|--------------|----------------------------|-----------------------|-------------|------------|
| 小山市美田東部土地改良区 | 小山市美田東部地区（伊保沼）土地改良（区画整理）事業 | 平成28年11月2日から同年12月1日まで | 平成28年12月16日 | 下都賀農業振興事務所 |

(農地整備課)

栃木県告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年11月1日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 足利太田線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|------|--------|----------------------------------|-----------------|---------------|-----|
| 5 | 前 | 足利市借宿町421-1 から 足利市借宿町592-2 まで | 11.0 ~ 18.0 | 679.1 | |
| | 後 | 足利市借宿町421-1 から 足利市借宿町592-2 まで | 11.0 ~ 18.0 | 679.1 | |

II

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 那須黒羽茂木線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|------|--------|--|-----------------|---------------|-----|
| 27 | 前A | 大田原市八塩字岡沢添401-1 地先から 大田原市八塩字岡沢添406-13地先まで | 13.6 ~ 18.0 | 114.5 | |
| | 前B | 大田原市八塩字岡沢添400-1 地先から 大田原市八塩字岡沢添406-3 地先まで | 4.7 ~ 6.2 | 130.0 | |
| | 後 | 大田原市八塩字岡沢添401-1 地先から 大田原市八塩字岡沢添406-13地先まで | 13.6 ~ 18.0 | 114.5 | |

III

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 黒磯棚倉線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|------|--------|--|-----------------|---------------|-----|
| 60 | 前 | 那須郡那須町大字伊王野字波月2998-1 から 那須郡那須町大字伊王野字下平3111-1 まで | 9.0 ~ 13.6 | 510.0 | |
| | 後 | 那須郡那須町大字伊王野字波月2998-1 から 那須郡那須町大字伊王野字下平3111-1 まで | 9.0 ~ 22.5 | 510.0 | |

IV

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 大田原芦野線
道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|------|--------|---|-----------------|---------------|-----|
| 72 | 前A | 那須郡那須町大字芦野字西林1468-157地先から 那須郡那須町大字芦野字海道上1623地先まで | 11.0～25.6 | 395.0 | |
| | 前B | 那須郡那須町大字芦野字西林1468-19地先から 那須郡那須町大字芦野字海道上1622地先まで | 5.4～10.8 | 410.0 | |
| | 後 | 那須郡那須町大字芦野字西林1468-157地先から 那須郡那須町大字芦野字海道上1623地先まで | 11.0～25.6 | 395.0 | |

V

道路の種類 県道
路線名 一般県道 親園南金丸線
道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|------|--------|--|-----------------|---------------|-----|
| 170 | 前 | 大田原市若草1丁目1509-11から 大田原市若草1丁目102-1まで | 5.0～9.1 | 377.2 | |
| | 後 | 大田原市若草1丁目1509-11から 大田原市若草1丁目102-1まで | 5.0～10.4 | 377.2 | |

VI

道路の種類 県道
路線名 主要地方道 伊王野白河線
道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|------|--------|--|-----------------|---------------|-----|
| 238 | 前 | 那須郡那須町大字伊王野字波月2998-1から 那須郡那須町大字伊王野字下平3111-1まで | 9.0～13.6 | 510.0 | |
| | 後 | 那須郡那須町大字伊王野字波月2998-1から 那須郡那須町大字伊王野字下平3111-1まで | 9.0～22.5 | 510.0 | |

VII

道路の種類 県道
路線名 主要地方道 足利環状線
道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|------|--------|-------------------------------------|-----------------|---------------|-----|
| 271 | 前 | 足利市借宿町一丁目20-1 から 足利市八幡町三丁目1-1 まで | 5.5 ~ 18.0 | 881.9 | |
| | 後 | 足利市借宿町一丁目20-1 から 足利市八幡町三丁目1-1 まで | 18.0 ~ 18.0 | 881.9 | |

VIII

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 松田大月線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|------|--------|---|-----------------|---------------|-----|
| 284 | 前 | 足利市月谷町字菅沢758-3 から 足利市月谷町字和田1108-2 まで | 6.0 ~ 10.0 | 380.0 | |
| | 後 | 足利市月谷町字菅沢758-3 から 足利市月谷町字和田1108-2 まで | 9.1 ~ 12.6 | 390.0 | |

IX

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 西那須野那須線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|------|--------|---------------------------------------|-----------------|---------------|-----|
| 315 | 前A | 那須塩原市上赤田310-27から 那須塩原市上赤田1589-11まで | 25.0 ~ 32.0 | 436.0 | |
| | 前B | 那須塩原市上赤田310-167から 那須塩原市上赤田321まで | 12.0 ~ 12.6 | 334.0 | |
| | 後 | 那須塩原市上赤田310-27から 那須塩原市上赤田1589-11まで | 25.0 ~ 32.0 | 436.0 | |

栃木県告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年11月1日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

栃木県知事 福 田 富 一

| 整理番号 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|------------------------|-------------------------------------|------------|
| 5 | 主 要 地 方 道 足 利 太 田 線 | 足利市借宿町421-1 から 足利市借宿町592-2 まで | 平成28年11月1日 |
| 271 | 主 要 地 方 道 足 利 環 状 線 | 足利市借宿町一丁目20-1 から 足利市八幡町三丁目1-1 まで | 平成28年11月1日 |

(道路保全課)

栃木県告示第553号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、総合的見地からした設計による一の敷地内の建築物の認定をしたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供する。

平成28年11月1日

栃木県知事 福 田 富 一

1 対象区域

芳賀郡茂木町大字北高岡字谷口1097、1110、1111、1113、1114-3、1738-2、1743-2、1743-4、2261、2262、字天矢場1301、1302、1305、1757、1760、1809-1、1811、字榎平2391

芳賀郡益子町大字芦沼字後谷ツ1301-7、字文廻シ1304-4

2 縦覧場所

栃木県県土整備部建築課及び栃木県真岡土木事務所

(建築課)

公 告

○種畜証明書の交付

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項本文の規定による平成28年度定期種畜検査に合格し、種畜証明書の交付を受けた種畜は次のとおりであるので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成28年11月1日

栃木県知事 福 田 富 一

| 区 分 | 品 種 | 証 明 書 交 付 番 号 | 名 前 | 生年月日 | 飼 養 者 | |
|-----|----------|------------------|---|-----------------|-------------------|--------------|
| | | | | | 住 所 | 氏 名 |
| 豚 | 大ヨークシャー種 | 31409060019 | イーロン ビッグ アイ ヅ 6 087-06 日豚W種WW07-A0003 45 | 平成25年 9月4日 | 那須郡那珂川町 馬頭2444 | 有限会社 星種豚場 |
| 〃 | ランドレース種 | 31409060020 | ファーリア ルーク ト チギ 1 038-01 日豚L子LL09-A000010 | 平成25年 5月28日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | デュロック種 | 31409060021 | サンボ リアル トチギ 12 108-05 日豚D子DD09-A000022 | 平成26年 3月16日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31509040001 | パイク フェニックス トチギ ホシ 3 069-02 日豚D子DD09-AC00916 | 平成26年 11月29日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31509040003 | パイク ユメサクラ ト チギ ホシ 3 022-01 日豚D種DD09-A000912 | 平成26年 8月23日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31509040004 | サンボ フェニックス トチギ ホシ 2 059-01 日豚D種DD09-A000907 | 平成26年 10月21日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | ランドレース種 | 31509040005 | ファーリア ロンスハウ ク トチギホシ 4 058- 02 日豚L子LL09-A000028 | 平成26年 10月19日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | バークシャー種 | 31509040007 | ターザン デイツシヤム トチギホシ 3 003-04 日豚B子BB09-A000054 | 平成26年 9月10日 | 〃 | 〃 |

| | | | | | | |
|---|---------|-------------|--|-----------------|-------------------|--------------|
| 豚 | ランドレース種 | 31509040008 | ファーリア ロンスハウク トチギホシ 4 058-01 日豚L子LL09-A000027 | 平成26年 10月19日 | 那須郡那珂川町 馬頭2444 | 有限会社 星種豚場 |
| 〃 | デュロック種 | 31509040009 | パイク レポルト トチギホシ 1 019-03 日豚D種DD09-A000910 | 平成26年 8月15日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31509040010 | パイク フェニックス トチギホシ 3 069-01 日豚D子DD09-A000915 | 平成26年 11月29日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | ランドレース種 | 31509040012 | ロンスハウク カールストープ トチギホシ 12 088-01 日豚L子LL09-A000026 | 平成27年 2月16日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | デュロック種 | 31509040014 | パイク エクスプレス トチギホシ 1 051-01 日豚D種DD09-A000901 | 平成26年 10月5日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31509040015 | パイク フェニックス トチギホシ 1 068-01 日豚D子DD09-A000731 | 平成26年 11月21日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31509040016 | パイク フェニックス トチギホシ 1 068-02 日豚D種DD09-A000908 | 平成26年 11月21日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31509040017 | パイク フェニックス トチギホシ 1 068-04 日豚D種DD09-A000909 | 平成26年 11月21日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31509040019 | トライフェクタ ネクスト Fイチノセキシュトン 4 03300 日豚D子DD03-A001067 | 平成26年 9月14日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31509040020 | パイク レポルト トチギホシ 1 019-01 日豚D種DD09-A000769 | 平成26年 8月15日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31509040022 | パイク レポルト トチギホシ 1 018-01 日豚D子DD09-A000760 | 平成26年 8月14日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31509040023 | パイク フェニックス トチギホシ 2 090-01 日豚D種DD09-A000906 | 平成26年 9月28日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31509040024 | トライフェクタ グリズリー Fイチノセキシュトン 6 03166 日豚D子DD03-A001062 | 平成26年 8月7日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31509040025 | トライフェクタ ネクスト Fイチノセキシュトン 4 03302 日豚D子DD03-A001068 | 平成26年 9月14日 | 〃 | 〃 |

| | | | | | | |
|---|--------------|-------------|--|----------------|-------------------|--------------|
| 豚 | デュロック種 | 31509040026 | トライフェクタ グリズ リー Fイチノセキシュ トン 6 03206 日豚D子DD03-A001063 | 平成26年 8月17日 | 那須郡那珂川町 馬頭2444 | 有限会社 星種豚場 |
| 〃 | 大ヨーク シャー種 | 31509040027 | ウルフ ソルバック ガート イデ 8 0008 日豚W子WW10-A0000 56 | 平成27年 1月1日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | デュロック種 | 31509040028 | パイク ラングラー ト チギホシ 1 026-1 日豚D子DD09-AC00758 | 平成26年 8月28日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31509040029 | ラングラー パイク ト チギホシ 1 044-03 日豚D子DD09-A000745 | 平成26年 9月25日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31509040031 | ファイヤー パイク ト チギホシ 2 092-04 日豚D子DD09-A000925 | 平成27年 3月1日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31509040032 | ファイヤー パイク ト チギホシ 2 092-03 日豚D種DD09-A000924 | 平成27年 3月1日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31509040033 | ファイヤー エクスプレ ス トチギホシ 11 077- 01 日豚D子DD09-A000926 | 平成27年 1月25日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31509040036 | ラングラー レポルト トチギホシ 8 043-03 日豚D子DD09-A000919 | 平成26年 9月24日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31509040038 | ラングラー レポルト トチギホシ 8 043-02 日豚D子DD09-A000918 | 平成26年 9月24日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31509040039 | サンボ パイク トチギ ホシ 1 013-05 日豚D子DD09-A000762 | 平成26年 8月2日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | ランドレース 種 | 31609040001 | トゥルー マキシマイ ザー Fイチノセキシュ トン 2 02672 日豚L子LL03-A003047 | 平成27年 3月22日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31609040002 | マーク マキシマイザー Fイチノセキシュトン 3 02993 日豚L子LL03-A003048 | 平成27年 6月5日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | デュロック種 | 31609040003 | トライフェクタ フェ ニックス トチギホシ 4 06-04 日豚D種DD09-A000935 | 平成27年 8月11日 | 〃 | 〃 |

| | | | | | | |
|---|--------|-------------|--|----------------|-------------------|--------------|
| 豚 | デュロック種 | 31609040004 | コロンボ フェニックス トチギホシ 4 140-02 日豚D種DD09-A000938 | 平成27年 5月18日 | 那須郡那珂川町 馬頭2444 | 有限会社 星種豚場 |
| 〃 | 〃 | 31609040005 | トライフェクタ パイク トチギホシ 5 042-02 日豚D種DD09-A000937 | 平成27年 9月26日 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 31609040006 | トライフェクタ フェ ニックス トチギホシ 3 040-01 日豚D種DD09-A000936 | 平成27年 9月22日 | 〃 | 〃 |

(畜産振興課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、関東地方整備局下館河川事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成28年11月1日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
水準測量
- 2 作業地域
真岡市
- 3 作業期間

平成28年9月9日から同年12月17日まで

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年11月1日

栃木県知事 福田 富一

| 開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称) | 開 発 許 可 を 受 け た 者 | |
|--|---------------------------------|--------------------|
| | 住 所 | 氏 名 |
| 河内郡上三川町大字多功字鋪飛内1712番2、 1712番3 | 河内郡上三川町天神町3番地7サン グリーン司C102 | 齊 藤 信 一 齊 藤 裕 美 |
| 河内郡上三川町大字坂上字北原636番5 | 河内郡上三川町大字坂上636番地5 | 吉 澤 由 佳 理 |
| 河内郡上三川町大字五分一字碓島198番5、 274番2 | 北海道札幌市東区東雁来七条一丁目 4番19号 | 株式会社九千代山岡 家 |
| 真岡市堀込字上下前905番2、906番2 | 真岡市堀込460番地1 | 海 老 原 有 |
| 真岡市西郷字坂上519番2 | 真岡市中1120番地5 | 川 又 崇 幸 川 又 里 華 |
| 芳賀郡芳賀町大字西水沼字舟戸1896番2 (開発行為に関する工事) 芳賀郡芳賀町大字西水沼字舟戸1896番3の 一部、1897番の一部、1898番1の一部 | 宇都宮市上籠谷町3611番地6 プリム ローズ103号室 | 木 村 直 樹 |

| | | |
|--|-------------------|--------------|
| 下野市下古山字周防塚2341番16 | 下野市石橋801番地7 | 臼井工業株式会社 |
| 下野市石橋字宿並西側410番2、414番3 | 東京都品川区大崎一丁目11番2号 | 株式会社ローソン |
| 下都賀郡野木町大字丸林字茶塚609番12、609番15 | 宇都宮市大通り四丁目3番18号 | グランディハウス株式会社 |
| 下都賀郡野木町大字佐川野字北新田1869番6 | 茨城県古河市幸町17番40号 | 柿 沼 勲 |
| 下都賀郡野木町大字川田字七丁山77番1、字新開山33番15、31番6、31番7、32番1、33番1、34番1 | 東京都江東区木場二丁目17番12号 | 日鐵住金建材株式会社 |

(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第78号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設を指定した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年11月1日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

| 選挙管理委員会名 | 指定した施設の名称 | 指定した施設の所在地 |
|------------|-----------|------------|
| 日光市選挙管理委員会 | 日光市日光総合会館 | 日光市安川町2-47 |

栃木県選挙管理委員会告示第79号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設について所在地に変更があった旨、芳賀町選挙管理委員会から次のとおり報告があったので、告示する。

平成28年11月1日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

| 施設 の 名 称 | 施 設 の 所 在 地 | |
|------------------|------------------|-----------------|
| | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 芳賀町農業者トレーニングセンター | 芳賀郡芳賀町大字祖母井297-1 | 芳賀郡芳賀町祖母井南1-6-1 |

栃木県選挙管理委員会告示第80号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定を取り消した旨、次のとおり報告があったので、告示する。

平成28年11月1日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

| 選挙管理委員会名 | 取り消した施設の名称 | 取り消した施設の所在地 |
|------------|-------------|-------------|
| 日光市選挙管理委員会 | 日光市足尾市民センター | 日光市足尾町通洞9-1 |

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年11月1日

栃木県監査委員 五十嵐 清
 同 山 形 修 治
 同 金 井 弘 行
 同 石 崎 均

第1 監査事項

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第2 監査対象期間

平成27年度（ただし、給与事務（児童手当を含む。）については、予備監査実施日まで）

第3 監査の結果

（総合政策部）

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 及 び 意 見 |
|---------------|------------|-----------------------|
| 総 合 政 策 課 | 平成28年8月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 市 町 村 課 | 平成28年8月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 地 域 振 興 課 | 平成28年8月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 国 体 準 備 室 | 平成28年8月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

（経営管理部）

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 及 び 意 見 |
|---------------|------------|--|
| 人 事 課 | 平成28年8月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 行 政 改 革 推 進 室 | 平成28年8月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 職 員 総 務 課 | 平成28年8月19日 | 給与事務のうち、通勤手当において、特別休暇等により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかった期間の手当を支給したため、過支給となっているものが3件73,160円あった。 |
| 文 書 学 事 課 | 平成28年8月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 管 財 課 | 平成28年8月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 税 務 課 | 平成28年8月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 情 報 シ ス テ ム 課 | 平成28年8月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 財 政 課 | 平成28年8月26日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

（県民生活部）

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 及 び 意 見 |
|-----------------------|------------|-----------------------|
| 県 民 文 化 課 | 平成28年8月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 危 機 管 理 課 | 平成28年8月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 消 防 防 災 課 | 平成28年8月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| く ら し 安 全 安 心 課 | 平成28年8月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 統 計 課 | 平成28年8月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 広 報 課 | 平成28年8月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 人 権 ・ 青 少 年 男 女 参 画 課 | 平成28年8月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(環境森林部)

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 及 び 意 見 |
|-----------------|--------------|-----------------------|
| 廃 棄 物 対 策 課 | 平成28年 8 月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 馬 頭 処 分 場 整 備 室 | 平成28年 8 月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 環 境 森 林 政 策 課 | 平成28年 8 月18日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 地 球 温 暖 化 対 策 課 | 平成28年 8 月18日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 環 境 保 全 課 | 平成28年 8 月18日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 自 然 環 境 課 | 平成28年 8 月18日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 林 業 振 興 課 | 平成28年 8 月18日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 森 林 整 備 課 | 平成28年 8 月18日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(保健福祉部)

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 及 び 意 見 |
|---------------|--------------|--|
| 保 健 福 祉 課 | 平成28年 8 月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 医 療 政 策 課 | 平成28年 8 月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 高 齢 対 策 課 | 平成28年 8 月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 健 康 増 進 課 | 平成28年 8 月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 障 害 福 祉 課 | 平成28年 8 月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| こ ども 政 策 課 | 平成28年 8 月19日 | 財産・物品管理等事務のうち、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係る債権の管理において、財務会計システムと個別システムである母子父子寡婦福祉資金貸付システムの、調定額、収入済額及び収入未済額は本来一致すべきであるが、それぞれが一致していなかった。 |
| 生 活 衛 生 課 | 平成28年 8 月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 薬 務 課 | 平成28年 8 月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 国 保 医 療 課 | 平成28年 8 月19日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(産業労働観光部)

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 及 び 意 見 |
|---------------|--------------|-----------------------|
| 産 業 政 策 課 | 平成28年 8 月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 工 業 振 興 課 | 平成28年 8 月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 経 営 支 援 課 | 平成28年 8 月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 国 際 課 | 平成28年 8 月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 観 光 交 流 課 | 平成28年 8 月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 労 働 政 策 課 | 平成28年 8 月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(農政部)

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 及 び 意 見 |
|---------------|--------------|-----------------------|
| 農 政 課 | 平成28年 8 月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

| | | |
|-----------|------------|-----------------------|
| 農 村 振 興 課 | 平成28年8月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 経 済 流 通 課 | 平成28年8月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 経 営 技 術 課 | 平成28年8月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 生 産 振 興 課 | 平成28年8月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 畜 産 振 興 課 | 平成28年8月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 農 地 整 備 課 | 平成28年8月24日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(県土整備部)

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 及 び 意 見 |
|---------------|------------|--|
| 交 通 政 策 課 | 平成28年8月18日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 道 路 整 備 課 | 平成28年8月18日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 道 路 保 全 課 | 平成28年8月18日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 河 川 課 | 平成28年8月18日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 砂 防 水 資 源 課 | 平成28年8月18日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 都 市 整 備 課 | 平成28年8月18日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 用 地 課 | 平成28年8月18日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 総合スポーツゾーン整備室 | 平成28年8月18日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 監 理 課 | 平成28年8月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 技 術 管 理 課 | 平成28年8月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 都 市 計 画 課 | 平成28年8月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 建 築 課 | 平成28年8月22日 | 収入・支出事務のうち、県営住宅整備事業費（補助）に係る県営扶桑住宅18号棟ほか解体工事において、年度内に完成及び完成検査が終了しているにもかかわらず、翌年度の予算で支出しているものが1件25,539,600円あった。 |
| 住 宅 課 | 平成28年8月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(会計局)

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 及 び 意 見 |
|---------------|------------|-----------------------|
| 会 計 管 理 課 | 平成28年8月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(議会事務局)

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 及 び 意 見 |
|---------------|------------|-----------------------|
| 議 会 事 務 局 | 平成28年8月18日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(人事委員会事務局)

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 及 び 意 見 |
|-----------------|------------|-----------------------|
| 人 事 委 員 会 事 務 局 | 平成28年8月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(監査委員事務局)

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 及 び 意 見 |
|---------------|------------|-----------------------|
| 監 査 委 員 事 務 局 | 平成28年8月18日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(労働委員会事務局)

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 及 び 意 見 |
|-----------------|------------|-----------------------|
| 労 働 委 員 会 事 務 局 | 平成28年8月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(教育委員会)

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 及 び 意 見 |
|-----------------|------------|--|
| 総 務 課 (文 書 館) | 平成28年8月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 施 設 課 | 平成28年8月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 教 職 員 課 | 平成28年8月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 学 校 教 育 課 | 平成28年8月22日 | 収入・支出事務のうち、学校教育振興費に係る印刷製本費の支出において、支出時期が遅延しているものが1件119,340円あった。 |
| 特 別 支 援 教 育 室 | 平成28年8月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 生 涯 学 習 課 | 平成28年8月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 | 平成28年8月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 文 化 財 課 | 平成28年8月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |
| 健 康 福 利 課 | 平成28年8月22日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

(公安委員会)

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 及 び 意 見 |
|---------------|------------|-----------------------|
| 警 察 本 部 | 平成28年8月17日 | 指摘事項に該当するものは認められなかった。 |

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の視点から著しく不適切と認められるもの

栃木県監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年11月1日

栃木県監査委員 五十嵐 清
 同 山 形 修 治
 同 金 井 弘 行
 同 石 崎 均

監査の結果の措置状況

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 年 月 日 | 監 査 の 結 果 | 講 じ た 措 置 |
|-----------------------|------------|--|---|
| 那須農業振興事務所（那須広域ダム管理支所） | 平成28年7月22日 | 工事事務のうち、農村振興総合整備事業費に係る鋼橋製作架設工事の設計積算において、重建設機械の輸送等に要する運搬費の計上区分を誤ったため、設計額が過大となっているものが1件642千円あった。 | 設計積算に当たっては、積算基準に従い適正に処理すべく、職員への周知徹底を図るとともに、複数職員によるチェック体制を一層強化するなど、適正な事務執行に努めます。 |
| 企業局 | 平成28年7月12日 | 収入・支出事務のうち、退職手当の支出において、支給不足となっているものが1件 | 指摘を受けた退職手当の支給不足については、速やかに追加支給しました。 |

| | | | |
|--|--|----------------|--|
| | | 1,308,618円あった。 | 支給不足の原因となった入力ミスの再発防止策として、企業会計システムの入力画面を改善しました。 引き続き、事務担当者間によるチェックを徹底し、適正な会計処理に努めます。 |
|--|--|----------------|--|

公 安 委 員 会

栃木県公安委員会規則第十一号

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十一月一日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 信 勝

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部組織規則（昭和三十九年栃木県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

十六 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害者慰金等に関する事。

第六条第二項中「第十五号」を「第十六号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年十一月三十日から施行する。